

日 薬 業 発 第 3 2 7 号
平成 2 3 年 2 月 2 3 日

都 道 府 県 薬 剤 師 会 会 長 殿

日 本 薬 剤 師 会
会 長 児 玉 孝

過量服薬対策、自殺予防対策に関する今後の取り組みについて

平素より、本会会務に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

過量服薬対策、自殺予防対策の動向に関しては既にご案内のとおりですが、このほど本会にて、国の施策と薬剤師会の係わりや、薬剤師・薬剤師会が今後取り組むべき課題等について下記のとおりとりまとめましたので、お知らせいたします。

本会としては、患者への服薬指導や薬学管理を通じて適切な薬物治療を提供することが過量服薬等を未然に防ぎ、自殺への結びつきを予防することにつながるなどの基本的な考え方のもと、研修機会の充実や地域の関係機関との連携を踏まえ、薬剤師が本来業務を一層充実していくことが肝要であると捉えております。

貴会会務にご活用いただきますとともに、会員へもご周知いただき、薬局等での適切な対応につきまして引き続きご指導いただきますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

なお、本年度の内閣府「自殺対策強化月間」へのご協力につきましても、ご高配の程重ねてよろしくお願いいたします（平成 23 年 2 月 16 日付日薬業発第 322 号）。

記

- ・ 過量服薬対策、自殺対策に関する今後の取り組み
 〔別添〕 薬剤師が行う過量服薬対策、自殺対策への取り組み
- ・ （参考） 過量服薬対策、自殺対策に関する今後の取り組み（概要図）

以 上

過量服薬対策、自殺対策に関する今後の取り組み

平成23年2月
日本薬剤師会

1. はじめに

わが国における自殺者数は、平成10年以降12年連続で3万人を超える大変深刻な状況となっている。自殺対策に関しては、内閣府において総合的な対策が進められているほか、厚生労働省では「自殺・うつ病等対策プロジェクトチーム」を中心に、向精神薬等の過量服薬対策など、医療的な対策が進められている。いずれの取組においても薬剤師に対する期待は大きく、また、我々自身にとっても、医療の担い手として看過できない課題である。

2. 国等の動き

以下に、自殺対策及び過量服薬対策に関する国等の動向をまとめた。なお、特に薬剤師に関係の深い項目については下線を示した。

■厚生労働省 自殺・うつ病等対策プロジェクトチーム「過量服薬への取組（H22.9.9）」

①薬剤師の活用

- ・薬剤師によるリスクの高い患者への声かけ等の取組を推進
- ・薬剤師に対する薬物依存等に関する研修機会の提供

②ガイドラインの作成・普及啓発の推進

- ・最新の診療ガイドラインの普及啓発を推進
- ・境界性パーソナリティ障害に関する診療ガイドラインの普及啓発
- ・多剤処方のは正に関するガイドライン等の作成

③研修事業に過量服薬への留意事項を追加

- ・厚生労働省や関係団体が行う研修事業を活用

④一般医療と精神科医療の連携強化

- ・救命救急センターにおける精神科ケアの対応能力の向上を推進
- ・一般医療と精神科医療との連携を強化する取組を周知

⑤チーム医療で患者と良好な関係を築くための取組

- ・チーム医療を担える人材育成を推進

■厚生労働省「うつ病に対する医療等の支援体制の強化事業」

○精神科医と一般かかりつけ医の連携強化

- ・地域レベルでの定期的な連絡会議の開催
- ・一般医でうつ病患者を発見したときの日常的な連携体制の構築
- ・ケーススタディ
(具体的な事業内容：連携内容の検討、確認、紹介等の連携事業の実施)

○精神医療関係者への研修

- ・精神医療関係者への研修により診療・支援についての質の向上を図る。

特に向精神薬の過量服薬の防止についての徹底を図る。

(対象) 精神科に係る医師、看護師、薬剤師等

(研修内容) うつ病の診断・治療、うつ病患者の支援方法、薬剤の処方 等
・服薬状況の情報収集

■内閣府 平成 22 年度自殺対策強化月間

「誰でもゲートキーパー大作戦（仮称）」の展開

※ゲートキーパー：自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応を図ることが出来る人のこと

悩みを抱えたときに、まず身近に相談出来る存在がいること、孤立・孤独を防ぐことが自殺予防にとっては重要であることから、広く国民に「ゲートキーパー」としての意識を根付かせる啓発活動の実施

3. 薬剤師職能・業務、薬局機能との係わり

薬剤師は、薬に関する専門的な知識の上で、人の生活や心身のコンディションに接する職種であり、また薬局は地域の保健の拠点でもあることから、国民に対する気づきの促進と、国民と専門機関をつなぐインターフェイスとしての役割、つまり、地域における薬局の相談・情報発信の機能、他職種・機関との連携機能の発揮が期待されている。

また、過量服薬防止に関する医療的な対策の観点では、患者が医療を受ける過程で最後に接するのは薬剤師であり、その役割は非常に重要である。患者背景を踏まえた服薬指導や治療・服薬に対する患者の理解促進、服薬状況の確認や適切な介入、服薬状況に関する処方医との連携など、薬剤師が当然行う業務がよりきめ細やかに行われることが、自殺予防の観点での過量服薬防止対策に結びつくと言える。

また、薬局薬剤師と地域住民との接点という点においては、在宅医療に携わる中で、要介護者やその家族が向精神薬を処方されている（悩みを抱えている）ケースもあるなど、潜在的なハイリスク者へのアプローチが可能である。

患者への服薬指導や薬学管理を通じて適切な薬物治療を提供することが、過量服薬等を未然に防ぎ、自殺への結びつきを予防することにつながるという考えのもと、薬剤師が本来業務を一層充実していくことが肝要である。

薬剤師業務や薬局機能を、過量服薬防止や自殺予防の観点で整理すると、次のような取り組みが考えられる。また、薬剤師が実践する具体的事項を別添として整理した。

(1) 知識普及・啓発

内閣府では、悩みを抱えた人の孤立・孤独を防ぐことが自殺予防にとっては重要であることから、専門家のみならず一般国民もが、自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応を図る「ゲートキーパー」としての役割を担う意識を根付かせるため、広く啓発活動を展開するとしている。

地域住民にとって身近な医療提供施設であり医療職である薬剤師は、自らがゲートキーパーとしての意識を持つことはもちろん、自殺予防対策に関する地域へ

の啓発を積極的に行うことが期待される。

＜具体的事項＞

- ・ゲートキーパーとしての活動（気づき、適切な相談機関や医療機関へのつなぎ、見守りなど）
- ・内閣府の対策と連動した広報、啓発活動

（２）早期発見

睡眠改善薬などの一般用医薬品の販売時や、相談応需や服薬指導の機会において、精神科の適切な医療が届いていないと考えられる者に対する声かけや、かかりつけ医や専門医療機関、相談機関等へのつなぎを行う。

＜具体的事項＞

- ・地域レベルでの組織的な連携の強化

☞ 「うつ病に対する医療等の支援体制の強化事業」

- 精神科医と一般かかりつけ医の連携強化 への積極的参加

精神科医と一般かかりつけ医の連携強化のための方策として、地域レベルでの定期的な連絡会議を開催するなど、一般医でうつ病患者を発見したときの日常的な連携体制の構築事業が行われる（一般医を対象とした研修など）予定である。当該事業に薬剤師が参加する等をきっかけに、地域レベルでの連携体制の強化を図る。

（３）適切な薬物治療の提供（過量服薬リスク者への対応を含む）

自殺予防対策としてはもちろん、医薬品の適正使用の観点から、薬物治療が適切に行われる環境を確保することが薬剤師の責務である。

薬剤師が当然行う業務がよりきめ細やかに行われることにより、過量服薬や薬物依存を未然に防ぎ、自殺予防につながる。

＜具体的事項＞

- ・適切な服薬指導による、患者の服薬意義の理解の向上
- ・処方内容の確認と処方医への疑義照会
- ・薬歴管理に基づく、コンプライアンス管理を含めた薬学的な管理
- ・薬学管理に基づく処方医への疑義照会、情報提供、提案
- ・薬学管理に基づく患者への声かけ、相談応需、情報提供、指導

４．今後取り組むべき事項

（１）薬剤師

- ・うつ等の病態や治療のあり方、適切な患者対応等に関する知識の習得
- ・自殺リスク、過量服薬等に関する知識を踏まえた業務の充実（別添参照）

（２）都道府県薬剤師会・支部薬剤師会

- ・都道府県・市町村等の福祉・障害保健等の部局、保健所等との連携強化
- ・医師会との連携（治療についてや、地域医療体制に応じた連携のあり方等）

☞ 「うつ病に対する医療等の支援体制の強化事業」

- 精神科医と一般かかりつけ医の連携強化 への積極的参加

- ・地域の相談機関との連携（こころの相談センター、精神保健福祉センター、自殺防止センター、いのちの電話、等）
- ・会員（薬局薬剤師、病院薬剤師）に対する研修機会の提供
 - ☞ 「うつ病に対する医療等の支援体制の強化事業」
 - 精神医療関係者への研修 への積極的参加
- ・都道府県・市町村等における「自殺予防・対策」の協議会や連絡会、「こころの健康づくり」や各種自殺対策プロジェクトなどへ参画し組織的に地域の自殺対策に関わる
 - ・地域レベルでの連携強化
 - ・行政、関係団体と協働による啓発活動等の実施

（３）日本薬剤師会

- ・上記（２）について都道府県薬剤師会への情報提供と要請
 - ・医師会との連携
 - ・研修に関する情報等の提供（メニュー例など）
- ＜メニュー例＞

- ①精神科医療、特にうつ病の病態、治療、薬物療法について（講師：医師）
- ②過量服薬や自殺行動、自殺念慮を有する方への対応等について（講師例：保健センターや相談機関等）
- ③向精神薬全般、特に過量服薬への留意事項
- ④向精神薬等の誤用や薬物依存について
- ⑤うつ病患者への対応、効果的な情報提供のあり方について

（４）その他

複数の医療機関を受診もしくは薬局を利用する患者の場合、それぞれの医療機関や薬局においては、患者から複数施設を受診しているとの申し出が得られない限り、１医療機関（１薬局）で把握している処方量が適正な範囲にとどまっていれば過量投薬と判断することは非常に困難である。

複数施設を受診がいずれも保険診療であれば、保険者において問題を発見することは可能である。しかし、フリーアクセスの保険医療制度の下では、複数施設を受診・利用することは制限できないほか、保険者が当該患者に対して指導すること以外には、個人情報保護法の問題もあり（例：受診情報を、保険者から他の医療機関や薬局に提供できない）、現行法下では実施できる対策には限界があると言わざるを得ない。今後対策が必要な課題である。

薬剤師が行う過量服薬対策、自殺対策への取り組み
(薬局での具体的な対応の例)

平成23年2月
日本薬剤師会

＜基本的な考え方＞

薬剤師が日常的に行っている薬学管理や服薬指導、一般用医薬品等販売時の相談応需や情報提供について、過量服薬防止、自殺予防の観点から業務を充実する。

全ての薬剤師がこうした認識を持って日々の業務にあたることで、過量服薬防止、ひいては自殺予防に寄与することとなる。

(1) 知識普及・啓発

- ・「眠れていますか？」の声かけ等の国民に分かりやすい気づきのきっかけの提供
- ・各種相談機関、医療機関等へのアクセスに関する情報提供
- ・薬物依存の危険性等に関する普及啓発

(2) 早期発見

- ・薬局は過量服薬のリスクが高い者との接点が多く、早期発見に結びつく介入効果が期待されている
- ・一般用医薬品の睡眠改善薬の常用者（連用者）、大量購入者への声かけ、受診勧奨（一般用医薬品の睡眠改善薬のほか、鎮痛薬、感冒薬、鎮咳薬、漢方薬やサプリメントの場合もある）
- ・来局者とのコミュニケーションから得る様々な情報（睡眠薬や向精神薬とアルコールの併用、アルコール量が増えている状況、不眠などのうつ病のサイン、自殺企図などのSOSサイン）を読み取り、医師につなげることができる。また受診していない場合には、適切な医療機関への受診勧奨を行う
- ・専門医療機関や相談機関との連携
※専門医療機関や相談機関については、受け入れ体制などに地域差があるため、地域の実情に応じた連携のあり方を検討すること

(3) 適切な薬物治療の提供（過量服薬のリスクが高い者への対応を含む）

- 適切な服薬指導による、患者の服薬意義の理解の向上
 - ・薬物の効果等についての十分な説明と指導
 - ・お薬手帳の積極的活用
 - ・患者と医療者との信頼感の向上、患者の治療参加意識の醸成
- 処方内容の確認と処方医への疑義照会
 - ・処方薬剤の種類や量が適正であるかの確認（過量服薬リスク）
 - ・複数医療機関からの重複投薬の確認
 - ・受診予定日前受診（乱用疑いのケース）
処方日数（例えば30日分）と前回受診日からの間隔（例えば3日）の確認

- ・処方医への疑義照会（過量や重複等の発見→処方の見直しや削除）

○ 薬学管理（患者のコンプライアンス管理）

患者の薬歴管理に基づき適切な薬物治療を実施するため、薬学的な管理を行う。

- ・服薬状況の確認
 - ・効き具合はいかがですか、等の答えやすい問いかけなど
 - ・受診予定日後受診（コンプライアンス不良の疑い）
- ・効果の確認
- ・副作用や相互作用の確認（無気力や自殺企図を副作用に持つ薬剤もある）
- ・依存症や乱用の疑い（精神的依存、身体的依存）がないかの確認
- ・食生活（アルコール等含む）の状況等の確認
- ・適切な薬物治療の継続のための効果的な介入（服薬指導等）
- ・良好なコンプライアンスに導く指導の工夫や処方医との連携など

○ 薬学管理に基づく処方医への疑義照会、情報提供、提案

- ・患者コンプライアンス、副作用、効果などに関する情報提供
- ・減薬・減量、処方変更の提案
- ・向精神薬等（睡眠薬、抗うつ薬、抗不安薬、抗精神病薬）を長期にわたり服用している患者について、自殺企図や過量服薬リスク等の患者状態を含めた観察、医師との連携
- ・お薬手帳などを用いた薬物治療に関する情報の共有

○ 薬学管理に基づく患者への声かけ、相談応需、情報提供、指導

- ・副作用症状の注意
- ・副作用の発現や悪化傾向に対する気づきや治療への参加意欲促進
（例）ふらつき、ろれつが回っていないなどの副作用の可能性
→「ふらつくことはありませんか」「お薬についてお医者さんに相談されましたか」などの声かけ
- ・服薬自己中止、過量服薬に関する指導
- ・複数の医療機関や複数の診療科から向精神薬等を処方されている患者について、処方医と連携の上、必要に応じて精神科や心療内科などの専門医への受診勧奨
- ・特に自殺企図の危険性がある医薬品を服用中の患者について注意深い観察と対応

（４）その他

- ・複数の医療機関・薬局を利用する患者の場合、それぞれの医療機関や薬局においては、患者から申し出が得られない限り、１医療機関（１薬局）で把握している処方量が適正な範囲にとどまっていれば過量投薬と判断することは非常に困難である。今後対策が必要な課題である。
- ・処方せんを偽造（複写、改ざん）し、不正に多量の薬剤を入手しようとする事例については、日本薬剤師会「偽造処方せん対策マニュアル」等を参考に、処方せんの確認等に注意を払うほか、保険者への通知など必要な対応を行う。

参考1

過量服薬対策、自殺対策に関する今後の取り組み(概要)

薬物治療が適切に行われる環境の確保

厚生労働省

「過量服薬への取組」

自殺・うつ病等対策プロジェクトチームとりまとめ(H22.9.9)

当面の対策①

薬剤師の活用

- ・薬剤師によるリスクの高い患者への声かけ等の取組を推進
- ・薬剤師に対する薬物依存等に関する研修機会の提供

薬剤師会

- ・過量服薬防止、自殺予防の観点から業務業務の充実
- ・うつ等の病態や治療のあり方、適切な患者対応等に関する知識の習得(研修機会の活用)

うつ病に対する医療等の支援体制の強化事業 【都道府県等にて実施】 (平成22年度、23年度)

■精神科医と一般かかりつけ医の連携強化

- 地域レベルでの定期的な連絡会議の開催

■精神医療関係者への研修

- 精神医療関係者への研修(精神科に係る医師、看護師、薬剤師等)
- 服薬状況の情報収集

- ・精神科医と一般かかりつけ医の連携に加え、薬局からかかりつけ医・精神科との連携も強化を図る

- ・都道府県等が実施する医療関係者向け研修への参加
- ・都道府県等と連携して薬剤師向け研修を実施

内閣府

自殺対策強化月間(平成23年3月)

■実務的な支援策の強化

■支援策検索システムの強化

■メディアと連携した啓発強化

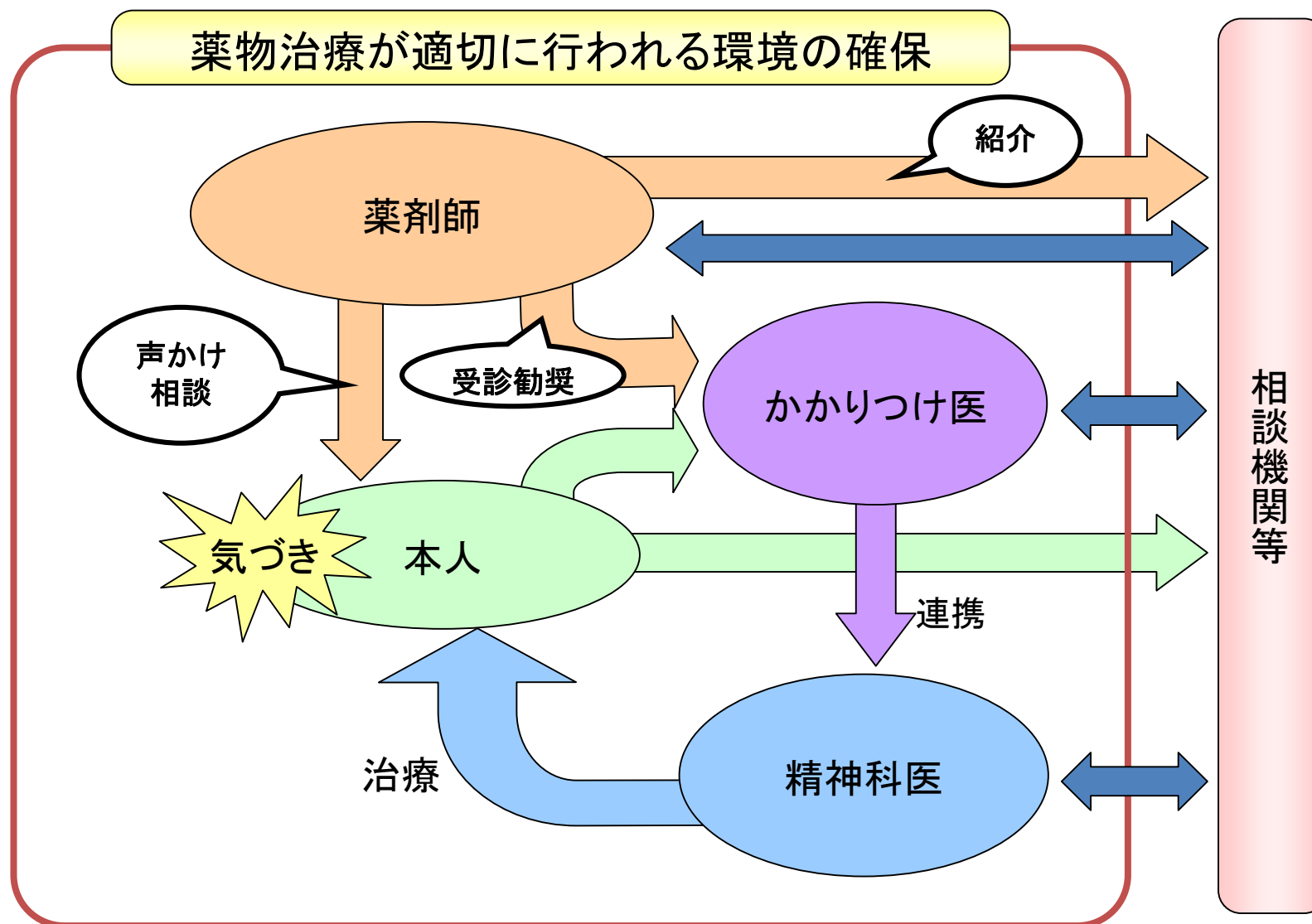
→「誰でもゲートキーパー大作戦」(仮称)

- ・薬局での啓発(ポスター掲示)
- ・ゲートキーパーとして、気づき、適切な相談機関や医療機関へのつなぎ、見守りなどを行う

過量服薬・薬物依存、自殺の防止

薬剤師から見た関係者の連携イメージ

※関係者との連携のあり方については、地域の実情に応じて検討



薬局での具体的な対応の例

※関係者との連携のあり方については、地域の実情に応じて検討

